

規制の事後評価書(要旨)

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                   |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 法律又は政令の名称            | 保険業法等の一部を改正する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                   |
| 規制の名称                | 保険募集の基本的ルールの創設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                   |
| 担当部局                 | 金融庁企画市場局総務課保険企画室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 電話番号: 03-3506-6000(内線:3573) e-mail: RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期               | 令和3年5月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                   |
| 事前評価時の想定との比較         | <p>規制の事前評価時、保険募集の基本的ルールとして、</p> <p>① 顧客による商品内容等の正しい理解を確保するため、保険募集の際に、保険契約を締結し保険の引受けを行う主体(保険会社等又は外国保険会社等及びこれらの役員)又は保険募集を行う主体(保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人)(以下「保険会社等及び保険募集人等」)に対し保険契約の内容その他参考となるべき情報の提供を求め、</p> <p>② 顧客が自らのニーズに合った保険に加入できる環境を確保するため、保険契約の締結にあたり、保険会社等及び保険募集人等に対し、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求めること、</p> <p>が必要であった。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段発生しておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p> |                                                   |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 | 費用、影響等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 事前評価時の推計等との比較                                     |
| 遵守費用                 | <p>規制の事前評価時、保険会社等及び保険募集人等において、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を行うために必要な資料の作成等事務負担・費用負担が発生するとしていた。</p> <p>保険会社等及び保険募集人等においては、本規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、保険会社等及び保険募集人等における規制の遵守費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>                                                                                                                                 | 事前評価時の想定とのかい離は認められない。                             |
| 行政費用                 | <p>規制の事前評価時、行政庁(国)において、保険会社等及び保険募集人等が、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を実施しているか等について、確認・検証するための費用が発生するとしていた。</p> <p>行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、上記の規制のみならず、他の規制も含めて保険会社等の規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制についての行政費用のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>                                                                                                                            | 事前評価時の想定とのかい離は認められない。                             |
| 効果(定量化)              | <p>規制の事前評価時、保険会社等及び保険募集人等に情報提供義務、意向把握義務を課すことによって、保険契約者等ないし顧客に対し、保険契約の内容について明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保されるとしていた。</p> <p>規制の導入後、当庁に寄せられた保険商品等の「個別取引・契約における顧客説明に関する相談等」の受付件数は増加している状況にはない(2014年:730件、2020年:427件。暦年ベース)。</p> <p>こうした相談件数等の状況を踏まえると、当該規制は、保険契約者等ないし顧客において、保険契約の内容についての理解が進み、自身の意向に沿った保険契約の選択に資するものとなっていると考えられる。</p> <p>したがって、当該規制に一定の効果があったと考えられる。</p>                                              | 事前評価時の想定とのかい離は認められない。                             |
| 便益(金銭価値化)            | <p>本件規制の導入により、保険契約者等ないし顧客に対し、保険契約の内容について明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保されること等の便益が発現しているものと考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、その効果を定量的に把握したり、便益の金銭価値化は困難である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                             | 事前評価時の想定とのかい離は認められない。                             |
| 副次的な影響及び波及的な影響       | <p>全般として、副次的な影響及び波及的な影響は認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 事前評価時の想定とのかい離は認められない。                             |
| 考察                   | <p>事前評価時に想定していた遵守費用や行政費用については、過大な追加費用が発生している状況は認められない。一方で、当該規制の導入による効果(便益)については、当該規制を講じることにより、保険契約者等に対し、保険契約の内容に応じて明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保される等の便益が発生しているものと考えられる。</p> <p>したがって、現時点では、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。</p>                                                                                                                                                                                              |                                                   |
| 備考                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                   |